

年末・年始 市の業務

年末・年始の休業期間は、次のとおりです。

 が休みです。

施設名	12月				1月			
	28日 (金)	29日 (土)	30日 (日)	31日 (月)	1日 (火)	2日 (水)	3日 (木)	4日 (金)
市役所本庁、各支所、市役所本庁の自動交付機(注1)								
サン・シープラザ								
テレワーク体験室(サン・シープラザ3階)								
本郷・久井・大和保健福祉センター								
芸術文化センター ポポロ								
児童館								
市民福祉会館								
リージョンプラザ								
ゆめきやりあセンター								
各人権文化センター								
中央図書館、本郷図書館、久井図書館、大和図書館								
歴史民俗資料館、久井歴史民俗資料館								
中央公民館、各コミュニティセンター、各公民館								
地域学習センター(さざなみ学校)								
本郷生涯学習センター								
くい文化センター								
大和文化センター								
三原運動公園	年末・年始も開園します(注2)							
久井運動公園								
白竜湖スポーツ村公園								
本郷体育センター								
北方グラウンド・ゴルフ場						無料開放		
清掃工場、不燃物処理工場(注3)				★				
ストックヤード(清掃工場内)								
エコワイズセンター(久井地域・注3)								
し尿の収集(注4)								
斎場(三原市斎場・本郷斎場・やすらぎ苑・西和苑)								

注1 出生、死亡、婚姻など戸籍の届け出や埋火葬、斎場の申請などは、上記期間に関わらず市役所本庁地下1階、または各支所の警備室で受け付けます。

注2 30日(日)～1月3日(木)の間は、開園時間が8時～17時(通常は21時)となります。

注3 ★31日(月)の開場時間は12時までです。

ごみの収集は、各地域のかんきょうカレンダーに従ってください。問い合わせは、環境管理課(☎0848・63・1210)へ。

注4 緊急のし尿の収集は、浄化場(☎0848・66・0405)へ連絡してください。

☎ 議会事務局
0848・63・4545
0848・67・6137

と き	内 容
3日(月)	本会議:開会
5日(水)	本会議:一般質問
6日(木)	
7日(金)	本会議:一般質問(予備日)
10日(月)	常任委員会
13日(木)	
14日(金)	補正予算特別委員会
18日(火)	本会議:閉会

次の日程で、市議会の12月定例会が開催されます。
市議会は公開しています。傍聴の受け付けは、会議当日、議会事務局で行います。
定員 本会議 45人
各委員会 5人程度
※いずれも定員を超えた場合は、入場できないことがあります。

市議会定例会の日程(予定)

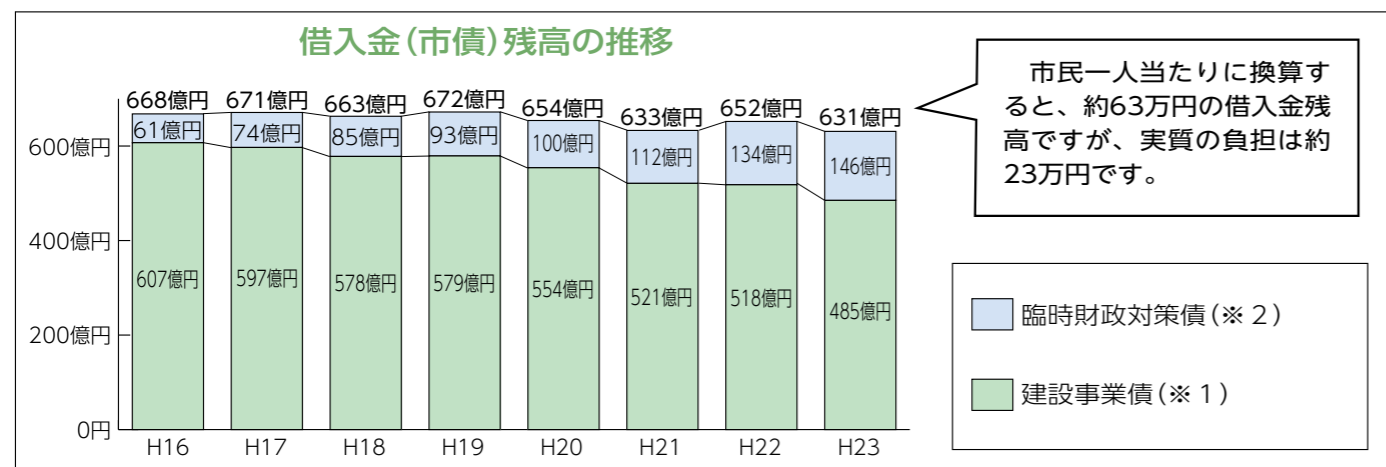
●財政数値の変化－合併当時との比較－

借入金(市債)と貯金(基金)の残高について、合併当時との数値を比較します。
 ※会計は普通会計。人口は9万9,636人で計算しています。

借入金(市債)残高の推移

合併当時と比べると、建設事業債残高は122億円減少しました。しかし、臨時財政対策債が85億円増加したため、全体では37億円の減少となっています。

また、平成23年度の建設事業債残高485億円のうち、253億円は国が負担することになっているので、市の実質負担は、232億円です。

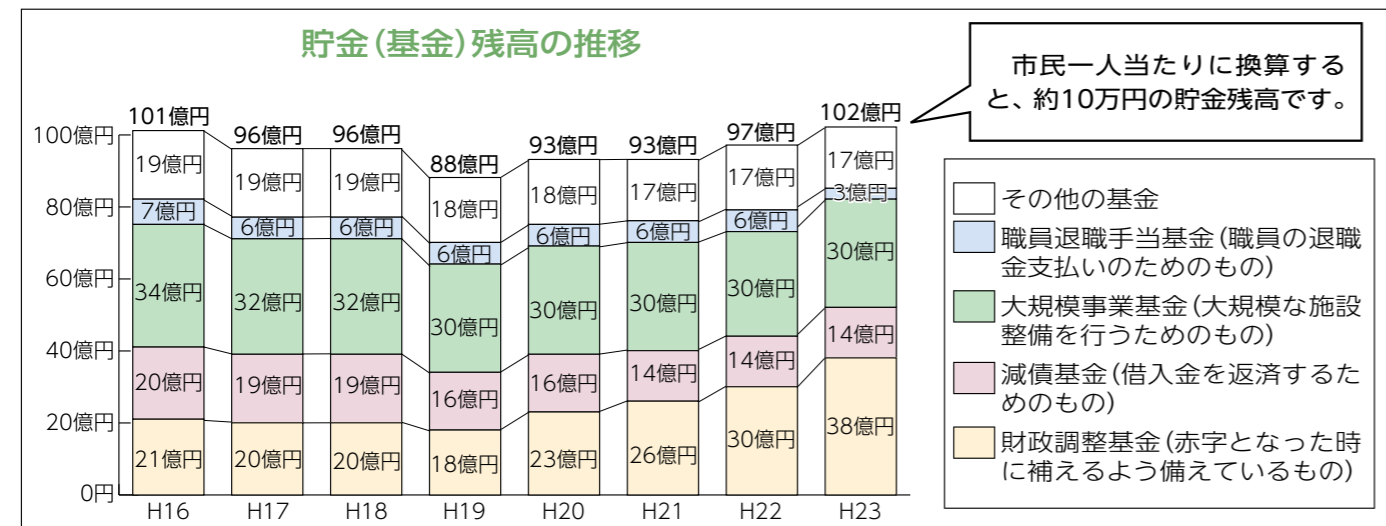


市民一人当たりで換算すると、約63万円の借入金残高ですが、実質の負担は約23万円です。

※1 建設事業債…学校や道路などの整備時に借り入れるもので、返済額の約50%を国が負担します。
 ※2 臨時財政対策債…国に代わって市が立て替えて借り入れを行うものです。返済は100%国が負担します。

貯金(基金)残高の推移

JR本郷駅や芸術文化センター ポポロの建設に大規模事業基金を取り崩しましたが、合併当時と比べると、基金全体では1億円増加しました。



市民一人当たりで換算すると、約10万円の貯金残高です。

	予算額 (A)	収入		支出	
		金額(B)	割合(B/A)	金額(C)	割合(C/A)
一般会計	491億円	199億円	40.5%	174億円	35.4%
特別会計	279億円	89億円	31.9%	107億円	38.4%
合計	770億円	288億円	37.4%	281億円	36.5%

水道事業	収益 (A)	費用 (B)	純利益 (C=A-B)
		12億円	11億円

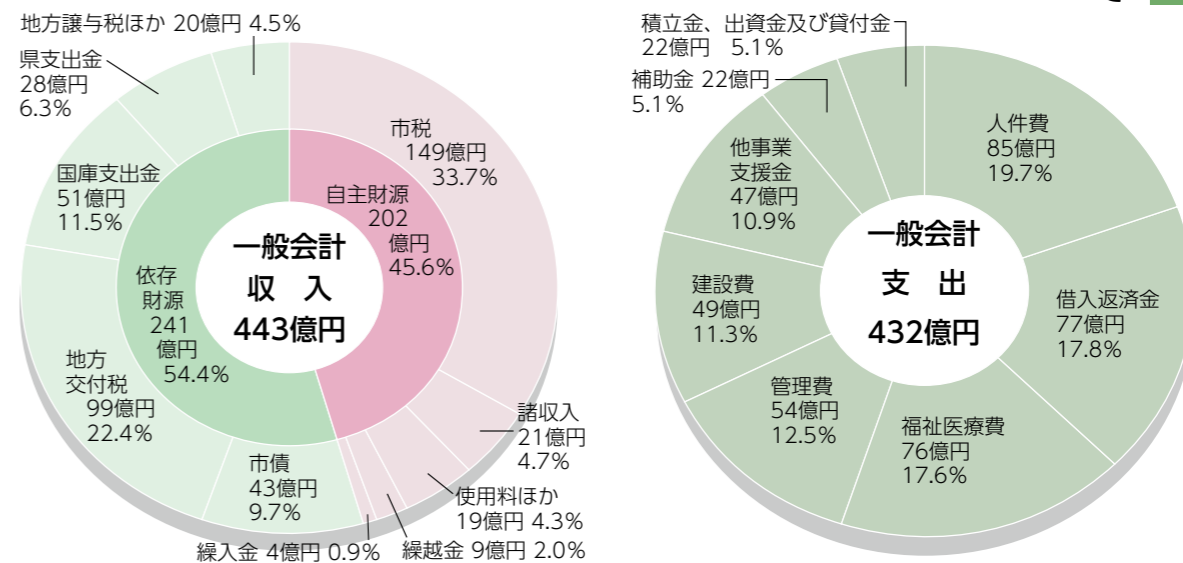
平成24年度予算
 上半期(4月～9月)
 の執行状況
 平成24年
 9月30日現在

●平成23年度 決算の状況

	収入 (A)	支出 (B)	収支 (C=A-B)	翌年度への繰越額 (D)	実質収支 (C-D)
一般会計	443億円	432億円	11億円	5億円	6億円
特別会計	259億円	255億円	4億円	0億円	4億円
合計	702億円	687億円	15億円	5億円	10億円

一般会計・特別会計とも赤字で
 決算しています。

平成23年度の決算



※使用料ほか…手数料、分担金、負担金、寄附金、財産収入を含む。
 ※地方譲与税ほか…地方消費税交付金、地方特例交付金などを含む。

●平成23年度に実施した主な事業

- 平成23年度に実施した主な事業とその決算額を紹介します。
- ・道の駅の整備……………4億3,106万円
 - ・東部共同調理場の建設……………4億3,295万円
 - ・くい診療所の整備……………8,091万円
 - ・予防接種事業(日本脳炎、肺炎球菌、子宮頸がんなど)……………2億5,692万円
 - ・汚泥再生処理センターの整備……………1億427万円
 - ・公共下水道事業……………14億9,964万円
 - ・土地区画整理事業(東本通地区)……………3億92万円



▲東部共同調理場(糸崎九丁目)



▲道の駅「みはら神明の里」(糸崎四丁目)



▲くい診療所(久井町江木)

平成23年度の決算と平成24年度予算の執行状況

内 容			
特殊勤務手当 平成23年度	手当を受けている職員の割合	19.1%	
	支給対象職員一人当たりの平均支給額	26,667円	
	手 当 の 種 類	9種類	
時間外勤務手当	平成23年度	支給総額	3億4,587万3千円
		職員一人当たりの支給年額	42万7千円
	平成22年度	支給総額	3億7,329万4千円
		職員一人当たりの支給年額	43万5千円

8 職員の定員

部 門	職員数(人)		対前年比(人)	
	平成24年	平成23年		
一般行政部門	議 会	7	7	0
	総 務	161	165	△4
	税 務	43	43	0
	民 生	155	158	△3
	衛 生	73	98	△25
	農 水	29	30	△1
	商 工	15	15	0
	土 木	96	100	△4
	小 計	579	616	△37
特別行政部門	教 育	126	127	△1
	消 防	161	162	△1
	小 計	287	289	△2
普通会計	866	905	△39	
公営企業部門など	水 道	43	47	△4
	そ の 他	30	30	0
	小 計	73	77	△4
合 計	939	982	△43	

※職員数は、全職員数(休職者や派遣職員などを含む)で、臨時・非常勤職員は除きます。

7 手当の状況

	三 原 市		国		
	6 月期	12 月期	6 月期	12 月期	
期末勤勉手当	期 末	1.225月分	1.375月分	1.225月分	1.375月分
	勤 勉	0.675月分	0.675月分	0.675月分	0.675月分
	合 計	1.90月分	2.05月分	1.90月分	2.05月分
退職手当	※職制上の段階や級などによる加算措置あり。				
		自己都合	勸 奨	自己都合	勸 奨
	勤続20年	23.5月分	30.55月分	23.5月分	30.55月分
	勤続25年	33.5月分	41.34月分	33.5月分	41.34月分
	勤続35年	47.5月分	59.28月分	47.5月分	59.28月分
	最高限度額	59.28月分	59.28月分	59.28月分	59.28月分
退職時の加算など	※勤続25年以上で、定年前早期勸奨退職特例措置として上記率に2～20%を加算。				

内 容	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
扶養手当 ●配偶者 13,000円 ●扶養親族 配偶者(有)の場合 1人目 6,500円 2人目 6,500円 3人目以降 6,500円 配偶者(無)の場合 1人目 11,000円 2人目 6,500円 3人目以降 6,500円 ※16～22歳は、それぞれ5,000円を加算。	同じ	
住居手当 ●持ち家の場合 新築・購入後の年数に関わらず 3,300円 ●借家・借間の場合 27,000円以内	一部国と異なる	●持ち家の場合 0円
通勤手当 ●交通機関利用者 負担額が55,000円以下 実負担額 // 55,001円以上 55,000円 ●交通用具使用者 距離により 2,900円～24,500円	一部国と異なる	●交通用具使用者 距離により 2,000円～24,500円

お知らせします 市職員の給与など

平成24年4月1日現在

3 職員の平均給料月額と平均年齢

	一 般 行 政 職	
	平均給料月額	平均年齢
三原市	324,194円	41.8歳
国	329,917円	42.8歳

市職員の給与などは、地方自治法と地方公務員法に基づく、市の条例や規則で定められています。給与などについて、その主な内容をお知らせします。

職員課
☎0848・67・6024 ☎0848・64・7101

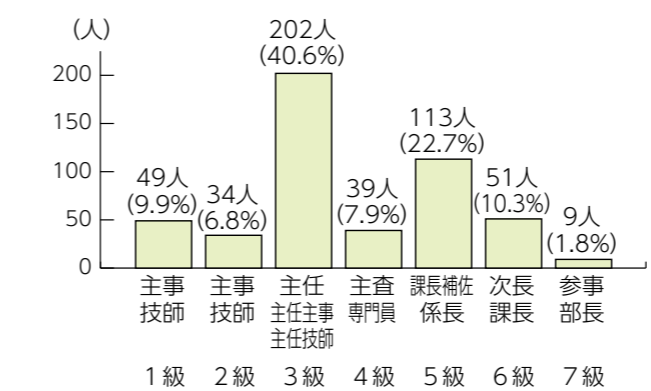
4 職員の初任給

一般行政職		三 原 市	国
		大学卒(上級)	185,800円
	大学卒	178,800円	172,200円
	高校卒	149,800円	140,100円

5 職員の経験年数別・学歴別の平均給料月額

一 般 行政職	学 歴	経 験 年 数		
		10～14年	15～19年	20～24年
		大学卒	275,800円	319,000円
高校卒	259,100円	289,100円	319,200円	

6 一般行政職の級別職員数(合計497人)



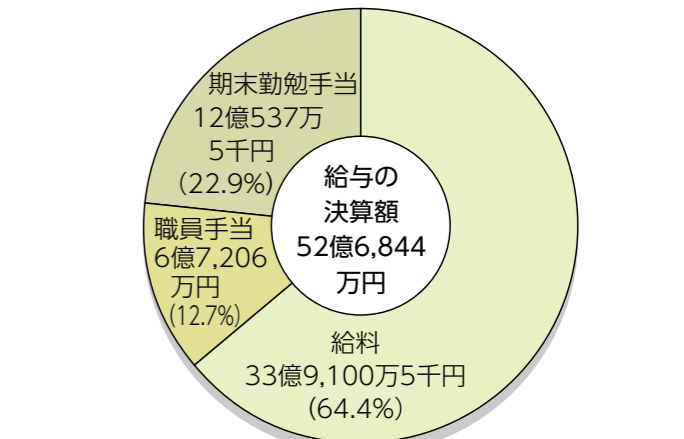
※職員数は、職務区分による一般行政職の人数。(税務職43人、看護・保健職29人、福祉職70人、消防職159人、企業職43人、技能労務職51人、幼稚園教諭38人、指導主事9人を除く)

1 特別職の給料など

特別職	職 名	給 料 ・ 報 酬	期 末 手 当		
			6月期	12月期	合計
市長	市長	給料 848,700円 (10%削減額)	1.90月分	2.05月分	3.95月分
	副市長	706,800円 (5%削減額)			
議員	議長	報酬 530,000円			
	副議長	475,000円			
	議員	428,000円			

※市長・副市長は4月1日～来年3月31日の間、給料の一部を削減しています。

2 職員の給与(平成23年度一般会計決算)



※職員一人当たりの平均給与費は、年額約600万円です。※給与費とは、人件費のうち、職員の給料や手当にあたる部分です。

保育所(園)の入所申し込みを受け付けます

受付期間 3日(月)～21日(金)

子育て支援課(市役所本庁2階)
☎0848・67・6042

保育所(園)	所在地	定員	保育時間	延長保育	対象	その他	
宮沖保育所	宮沖五丁目5番1号	150人	7:30～18:00	無	6カ月～	—	
糸崎保育所	糸崎三丁目5番1号	45人					
幸崎保育所	幸崎能地三丁目14番1号	35人					
和田保育所	和田二丁目19番12号	45人					
中之町保育所	中之町一丁目4番12号	50人					
高坂保育所	高坂町真良2153番地	30人					
長谷保育所	長谷一丁目5番21号	60人					
宗郷保育所	宗郷四丁目8番19号	60人					
本郷保育所	本郷南五丁目8番1号	90人					
本郷ひまわり保育所	下北方一丁目8番1号	120人					
久井保育所	久井町下津1445番地2	60人	7:30～18:00	無	11カ月～	—	
羽倉保育所	久井町羽倉1341番地3	60人					
大和認定こども園(長時間利用 月～土曜日)	大和町下徳良697番地2	135人	7:30～18:00	19:00まで	6カ月～	一時預かり	
大和認定こども園(短時間利用 月～金曜日)		30人	8:30～14:00	無	3歳～		
聖心保育園	東町三丁目13番6号	120人	7:00～18:00	19:00まで	4カ月～	一時預かり	
桂香保育所	本町三丁目26番1号	90人		19:30まで	3カ月～	—	
愛光園保育所	館町二丁目2番12号	90人		19:00まで	生後8週～	病後児保育、休日保育	
紅梅保育所	西野三丁目8番18号	140人					
さくら保育園	宮浦六丁目21番12号	120人		19:30まで	生後9週～	一時預かり	
あさかぜ保育園	沼田東町片島249番地3	70人		19:30まで	生後9週～	—	
さんさんみなと保育園	港町一丁目6番6号 コウサキビル2階	60人		7:00～18:00	20:00まで	4カ月～	一時預かり
あやめが丘保育園	沼田西町惣定66番地308	60人			19:00まで		
さんさんまりん保育園	港町三丁目6番29号 サンライズマリノス戸1・2階	60人			20:00まで		

※港町保育所は、来年3月31日で閉所します。

平成25年度固定資産税 償却資産の申告を忘れずに!

土地・家屋以外の事業用資産(償却資産)は、申告が義務付けられています。申告漏れや誤りのないよう確認してください。(今月中に申告書が届かない人は連絡してください)

申告期間 来年1月4日(金)～31日(木)(土・日曜日、祝日を除く) 8時30分～17時15分

提出先 資産税課または各支所の地域振興課

対象となる償却資産

- ・法人税や所得税の損金、または必要経費に算入される減価償却資産(法人税や所得税が課税されない個人、法人が所有するものを含む)
- ・減価償却済の資産
- ・テナント入居者などが事業用として取り付けた内装や設備

※無形償却資産や自動車税、軽自動車税の課税対象を除く。

●償却資産の現地調査を行っています

申告漏れや誤りを防ぐため、市内の全事業者を対象に現地調査を行なっています。資産台帳などの提出や現物照合調査などをお願いすることがありますので協力をお願いします。

対象 次の①②を満たす人

- ①市内在住で、来年4月から新しく入所を希望する人
 - ②仕事や介護などで家庭保育が困難な人
- ※大和認定こども園(短時間利用)は①を満たす人。
※延長保育は、別途利用料が必要です。

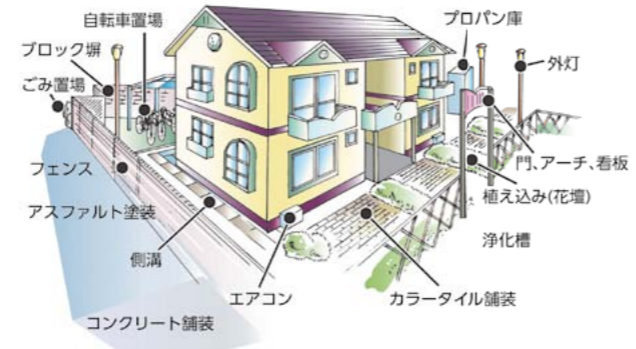
申し込み 申込用紙(子育て支援課、各支所、各保育所・園に用意)を子育て支援課または各支所の地域振興課へ

対象に現地調査を行なっています。資産台帳などの提出や現物照合調査などをお願いすることがありますので協力をお願いします。

※申告漏れや誤りがあった場合、修正申告や税額更正が過年度にさかのぼることがあります。

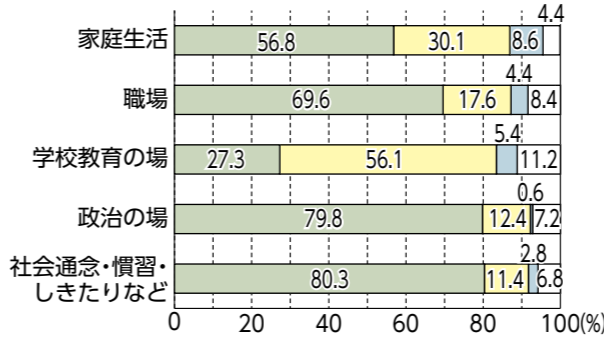
※虚偽の申告や不申告、調査拒否に対しては、罰則が設けられています。

【例】アパートの主な償却資産は次のとおりです



資産税課 ☎0848・67・6032

図1 多くの面で感じる男性優遇(図1)



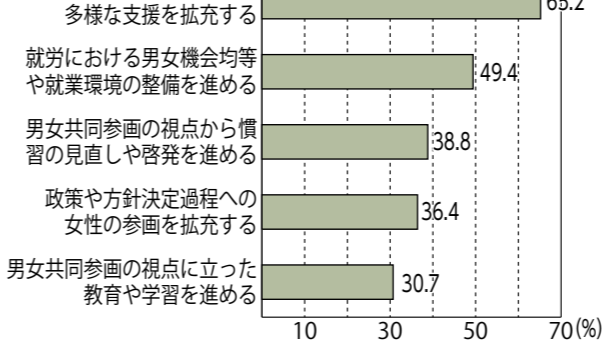
市民の皆さんの意識とニーズ

市では昨年、男女共同参画について、市民の皆さんの意識調査を実施しました。以下に、その結果の一部を紹介いたします。

多くの面で感じる男性優遇(図1)

家庭生活、職場、学校教育の場、政治の場、社会通念・慣習・しきたりなどにおいて、男性優遇を感じる人が多く、女性優遇を感じる人は少ないことが分かります。

図2 男女共同参画実現に望む施策(図2)



面での男性優遇と感じている人が多いことが分かります。

男女共同参画実現に望む施策(図2)

男女共同参画を進めるために、市民の皆さんが求めている施策を尋ねたところ、「子育て・介護に関する多様な支援」や「就労機会や就業環境の整備」、「慣習の見直しや啓発」などを望む声が多く寄せられました。

セミナーを実施し人材育成

市では、男女共同参画プラン(第2次)に掲げた重点事業の一つとして、市民リーダーの育成を図るため、女性を対象としたセミナーを実施しました。

9月27日～10月25日の毎週木曜日に合計5回開催し、修了者(3回以上の受



▲審議会を開催しプランを策定しました

●各種の取り組みを計画的に

男女共同参画プランの策定

市では、条例に基づく審議会を設置し、合計5回の会議を経て、今年3月に男女共同参画プラン(第2次)を策定しました。

このプランでは、「認めあい 共に歩もう多幸のまち」をスローガンに、人づくり・環境づくり・社会づくりの基本目標を掲げ、さまざまな事業を市民の皆さんや事業者の皆さんなどと計画的に展開していくこととしています。

青少年女性課 ☎0848・64・9234

皆さんもそれぞれの生活を振り返り、できることから始めていきましょう。



▲第5回人材育成セミナーで講義を行う広島県立大学名誉教授の野原建一さん

市民企画のいきいきセミナー

とき 1月26日(土)13時30分～15時
ところ ゆめきやりあセンター(館町二丁目)
内容 あなたとあなたの家族におくる乳がん検診についての講演
講師 広島大学原爆放射線医学研究所 医師 角舎学行さん
参加費 無料





国保だより

加入者みんな健康を支え合う国民健康保険

国民健康保険(国保)は、職場の健康保険などに加入していない74歳までの人が、病気やけがをしたとき、安心して医療などを受けるための制度です。

対象者 7月31日時点で国保の資格がある人
対象期間 平成23年8月1日～平成24年7月31日

表3 医療費と介護費用で合算した場合の自己負担限度額

区分	自己負担限度額(年額・世帯ごと)	
	区分	自己負担限度額(年額・世帯ごと)
70歳未満	上位所得者	126万円
	一般	67万円
	市民税非課税世帯	34万円
70～74歳	現役並み所得者	67万円
	一般	56万円
	低所得者Ⅱ	31万円
	低所得者Ⅰ	19万円

※所得区分は、7月31日の医療保険の世帯区分に応じて判定します。

国保と介護保険で支払った金額の合計額が、表3の自己負担限度額を超えたときには、申請により超えた額が支給されます。

医療費と介護費用が高額になったら高額介護合算療養費

表1・表2に当てはまる金額を超えて医療費を負担している場合、申請により超えた額が支給されます。

医療費が高額になったら高額療養費

表1 70歳未満の人の自己負担限度額(月額)

区分	外来 + 入院 [世帯ごと]
上位所得者	150,000円 + 医療費が50万円を超えた場合は、その超えた額の1% (83,400円)
一般	80,100円 + 医療費が26万7千円を超えた場合は、その超えた額の1% (44,400円)
市民税非課税世帯	35,400円 (24,600円)

※70歳未満の人で、複数の領収書がある場合、①診療を受けた人②医療機関③入院④外来⑤歯科ごとにまとめたうち、21,000円以上のものを合算することができます。

表2 70歳～74歳の人の自己負担限度額(月額)

区分	外来[個人ごと]	外来 + 入院 [世帯ごと]
現役並み所得者	44,400円	80,100円 + 医療費が26万7千円を超えた場合は、その超えた額の1% (44,400円)
一般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

※70歳～74歳の人は、月内の医療費を全て合算することができます。

※過去1年間で自己負担限度額に達する月が4回以上ある場合、4回目以降の限度額は、表1・表2とも()内の金額になります。

申請の際の注意 ①病院に行った月の1日から末日までの1カ月ごとに計算をします。②保険適用の部分が計算の対象です。入院時の食事代や、その他自費のものは対象外です。③申請の効力は、原則、診療を受けた月から2年間です。

◆あんなとき・こんなとき 医療費を全額自己負担したとき 療養費 全額自己負担した医療費のうち、次の①～③は申請により自己負担分を除いた金額が療養費として支給される場合があります。①保険証を持たずに医療費を10割負担して受診したとき ②医師が治療上必要と認められたコルセットなどの補装具代がかかったとき ③海外渡航中に医療機関にかかったとき 申請場所 保険医療課または各支所の地域振興課 用意する物 保険証、印鑑、通帳、領収書、診療報酬明細書(①または③のとき)、医師の診断書・装着証明書(②のとき)

交通事故にあったとき 第三者行為による届け出し 交通事故など、第三者の行為によりけがをした場合、その医療費は加害者が負担することが原則です。しかし、賠償が遅れたりするときは、いったん保険証を使って医療機関にかかることができます。その際は、次のことに注意してください。・事故の程度に関わらず、警察へ届け出をしてください。・保険医療課へ連絡し、第三者行為による被害届を提出してください。・相手(加害者)から治療費を受け取ったり、無断で示談を済ませたりしないでください。

保険医療課 0848・676050 0848・642130

ジェネリック医薬品による医療費削減報告

国保では、ジェネリック(後発)医薬品に切り替えた場合、自己負担の削減額が大きい人へ通知をしています。 ●6月分の削減効果 切り替えた人数 2,495人 削減された金額 448万8,931円

高額な治療を受けるときは認定証の申請を

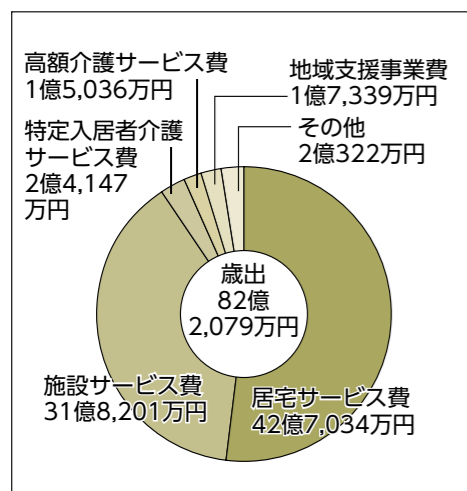
事前に申請をして病院や薬局の窓口へ限度額適用認定証を提示すると、病院ごとで医療費の支払額が自己負担限度額までとなります。 申請場所 保険医療課または各支所の地域振興課 用意する物 保険証、印鑑

用語の解説

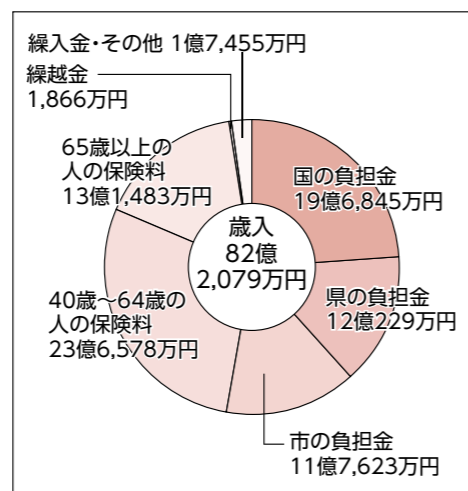
- ・上位所得者…国保税の課税所得が6百万円を超える世帯、所得の申告をしていない人がいる世帯
- ・現役並み所得者…70～74歳の人で、自己負担の割合が3割の人
- ・一般…市民税が課税されている世帯に属し、「上位所得者」、「現役並み所得者」に当てはまらない人
- ・低所得者Ⅱ…世帯主と国保被保険者全員が市民税非課税の世帯に属する人(低所得者Ⅰ以外の人)
- ・低所得者Ⅰ…世帯主と国保被保険者全員が市民税非課税で、各所得が必要経費・控除(年金の控除額は80万円)を差し引いたときに0円になる世帯に属する人



介護保険だより



居宅サービス費と施設サービス費が、全体の9割以上を占めています。



介護保険制度の運営は、半分を国・県・市の公費で、残り半分を40歳以上の皆さんの保険料で賄っています。

平成23年度の決算状況

住宅改修や福祉用具の購入は介護保険の対象になります

●住宅改修

内容 要介護認定を受けた人が行う住宅改修に対し、20万円を限度に、工事費の9割を支給

※事前の申請が必要です。必ず工事前に、高齢者福祉課、高齢者相談センター、または居宅介護支援事業所に相談してください。

対象 次のいずれかの工事

- ①手すりの取り付け
- ②段差の解消
- ③床などの材料の変更(滑り防止など)
- ④扉の取り替え(引き戸にするなど)
- ⑤洋式便器への取り替え
- ⑥①～⑤に伴い必要となる工事

●福祉用具の購入

内容 要介護認定を受けた人が、福祉用具を購入する際、1年間(4月～翌年3月)に10万円を限度に、購入費の9割を支給

対象 次のいずれかの福祉用具

- ①腰掛け便座
- ②入浴補助用具
- ③自動排せつ処理装置の交換可能部品
- ④簡易浴槽
- ⑤移動用リフトのつり具の部分

※県指定の販売店で購入した場合に限る。

●40歳～64歳の人の(第2号被保険者)所得割、資産割、均等割、平等割を組み合わせて計算します。
※職場の健康保険などに加入している場合は、医療保険の保険料の一部として徴収し

●65歳以上の人の(第1号被保険者)所得に応じて8段階に設定されています。65歳の誕生日の前日の属する月から対象になります。
※年金額が、年18万円以上の場合、年金から差し引きます(特別徴収)。
※納付書で納める人(普通徴収)は、7月～翌年2月の8回で支払います。納め忘れなどを防ぐため、便利で確実な口座振替を勧められています。

高齢者福祉課(市役所本庁1階)
☎0848-676240

滞納期間に応じて、次のような措置を取ることになります。
▼1年以上の滞納
費用の全額をいったん利用者が負担し、申請により、後で9割が支払われます。
▼1年6カ月以上の滞納
給付の一部または全部が、一時的に差し止めになります。
▼2年以上の滞納
利用者負担が1割から3割に引き上げられたり、高額介護サービス費などが受けられなくなったりします。

介護保険料を納めないでいると

ます。

みんなで支えています。介護保険

介護保険は、病気などで介護や支援が必要な状態になった人が、入浴や食事、機能訓練や看護サービスを受けながら、いつまでも住み慣れたまちで安心して生活できるよう、介護の負担を社会全体で支え合う制度です。

ここでは、平成23年度の介護保険事業の決算状況などをお知らせします。

図1 65歳以上の人口と高齢化率の推移

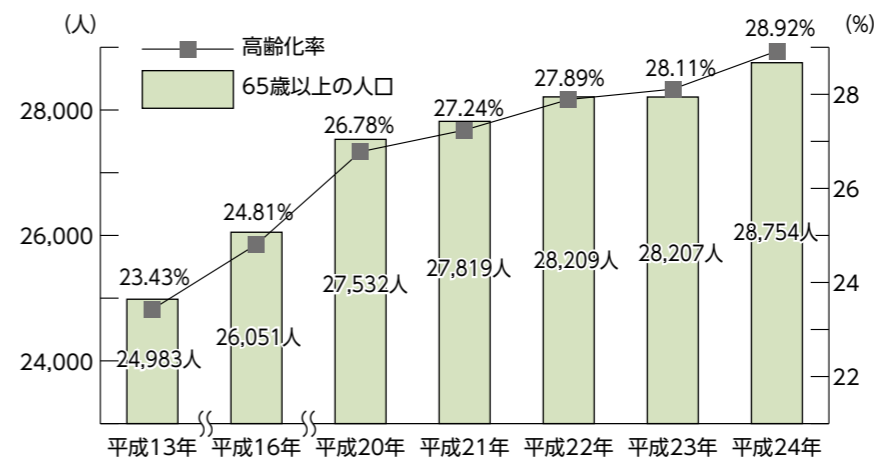


図2 要支援・要介護認定者数の推移

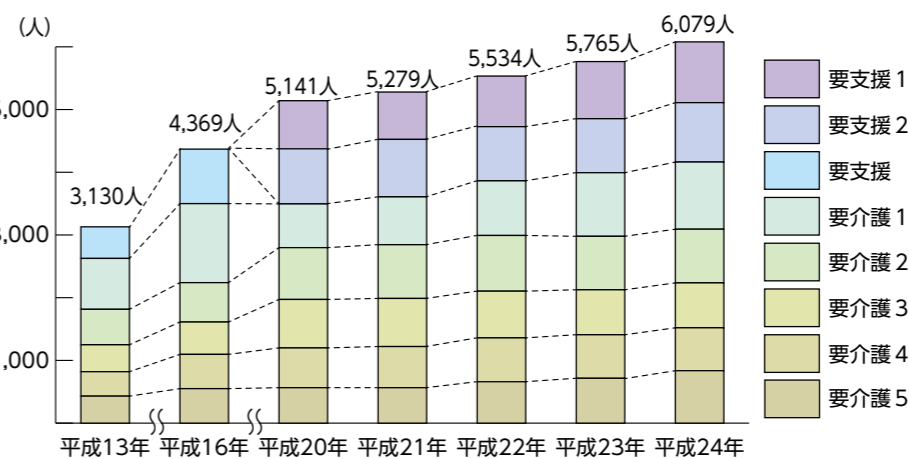
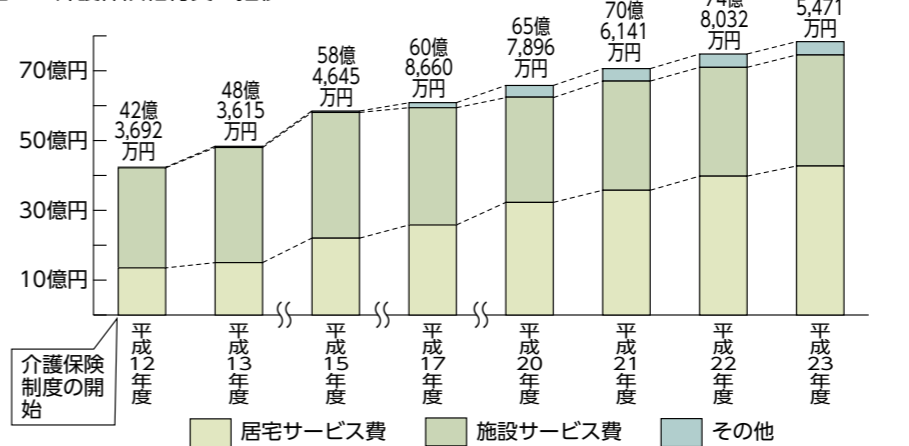


図3 介護保険給付費の推移



3月31日現在、65歳以上の人口は28,754人で、高齢化率は28.92%です。(図1)
また、要支援・要介護認定者数は6,079人です。(図2)

介護保険給付費の推移
自宅で介護を受ける費用が増加
自宅で訪問介護などのサービスを受ける居宅サービス費は、制度が始まった平成12年度に比べ約3.1倍に増加しました。
特別養護老人ホームなどの施設サービス費は、施設で提供される食費などが自己負担になったため、平成17年度から減少傾向にあります。(図3)